

報道関係者 各位

令和7年5月29日（木）

【照会先】

神奈川労働局労働基準部

安全課長 塚田 和男

主任安全専門官 田代 克也

（電話）045-211-7352

「死亡労働災害の撲滅に向けて」神奈川労働局長緊急メッセージを公表します。

＜「労働災害防止強化月間」を6月、7月の2か月間を実施します。＞

令和7年の神奈川県内で発生した労働災害による死亡災害が、3月以降急激に増加し、死亡者数が前年を大きく上回る深刻な状況となっていることから、死亡労働災害の撲滅に向けて、事業者に向けた緊急メッセージを公表するとともに、6月、7月の2か月間を「労働災害防止強化月間」として、死亡災害撲滅に向けて関係団体と協働した取組や事業者への労働災害防止の取組に係る指導を強化します。

1 趣旨

神奈川労働局では、「すべての人がいきいきと働くかながわを目指して」、安全で健康に働くことができる環境づくりを推進しています。

労働者一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境を実現するため、第14次労働災害防止計画（神奈川計画）の目標達成に向け、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発や増加している高年齢労働者の労働災害防止及び転倒などの作業行動に起因する労働災害防止対策のほか、外国人労働者や個人事業者等に対する安全衛生対策を推進しています。

労働災害は長期的には減少傾向にあるものの、近年は増加傾向が続いており、令和6年は、神奈川県内で死亡災害が35件、休業4日以上之死傷災害が8,231件発生し、令和5年よりも死亡災害は、7件の減少となったものの、死傷災害は、229件（+2.9%）の増加となっています。（新型コロナウイルス感染症によるものを除く）

労働災害の増加傾向に歯止めがかからない状況の中、本年は第14次労働災害防止計画（神奈川計画）の3年目となりますが、本年3月以降、神奈川県内で発生した労働災害による死亡災害が急激に増加しており、現在16件と、昨年5月末時点の9件と比較して大幅に上回っていることから、全国安全週間（7月1日から7月7日）及び全国安全週間準備期間（6月1日から6月30日）に先立ち、事業場における安全管理体制の確立のほか、基本的な労働災害防止対策の徹底を広く勧奨するために事業者に向けた神奈川労働局長の緊急メッセージを公表することとしました。

また、労働災害防止団体や業界団体等とも連携して取り組む必要があることから、労働災害防止の取組を強化するよう要請するとともに合同安全パトロールを実施し、広く、労働災害防止の取組強化を勧奨します。

なお、実施期間については、全国一斉に実施される全国安全週間準備期間（6月1日から6月3

0日)及び全国安全週間(7月1日から7月7日)に加え、7月8日から7月31日までの2か月間とします。

2 実施事項

(1) 神奈川労働局長メッセージの公表

事業者に向けた労働災害防止の取組強化を勧奨するためのメッセージを発信します。

(2) 関係団体等への要請

死亡災害が多発している業種団体等への労働災害防止の取組強化について要請します。

(別途公表予定)

(3) 監督指導等の強化

建設現場や、高所からの「墜落・転落」や機械による「はさまれ・巻き込まれ」などによる労働災害を発生させた事業場に対し、監督指導等を実施します。

(4) 監督指導等結果の公表

6月及び7月に実施した労働災害を端緒に実施した監督指導等の実施結果を公表します。

(別途公表予定)

3 取材について

神奈川労働局長メッセージのほか、労働災害防止に係る労働災害防止強化月間については、広く情報を発信する必要があることから、事前または、事後の取材を可能としています。

取材を御希望の方は、7月31日(木)までに照会先にお申込みください。

神奈川労働局長メッセージ

「死亡労働災害の撲滅に向けて」

神奈川労働局管内における、労働災害による死亡者数が令和7年5月末時点において、前年の9人を大きく上回り17人となって深刻な状況となっております。

尊い命が失われることのないよう、今一度、現場の安全管理体制を見直し、危険箇所の点検・改善、作業手順の遵守を徹底してください。

特に、全国安全週間（7月1日～7日）に向けた準備期間（6月1日～30日）を活用し、職場全体で安全意識の高揚を図る取組を強化いただきますようお願いいたします。

令和7年6月1日



神奈川労働局長 見屋野 文男

令和7年に神奈川県管内で発生した死亡災害の概要

番号	発生月	業種	発生概要
1	1月	道路貨物運送業	客先の工場において、被災者が運搬する機械の解体作業を行うため、機械の上に乗し、レバークロックを使い、機械の上部と下部を分離させる操作をしていたところバランスを崩し、切り離れた機械とともに約5メートルの高さから墜落し死亡した。
2	1月	医療保健業	被災者が洗浄室において、洗浄機で使用した器具を洗浄していたところ、槽に設けられたリフター（モーターとローラーチェーンによって昇降する）の枠と装置を構成する枠（アングル材）との間に挟まれて死亡した。当日は一人作業であった。
3	2月	建築工事業	ふ頭内で石炭を出荷する設備の塗装工事のためにコンベヤーカバーの荷卸し作業に従事していた被災者が作業中に行方不明となり、翌日、係留中であった貨物船の石炭船倉内から発見され、死亡が確認された。
4	3月	道路貨物運送業	トラックを運転して、片側3車線の港湾道路（道交法の適用を受けない私有）の第2通行帯を走行していたところ、第1通行帯に停めていた海上コンテナが乗ったシャーシの後部右角に、トラック左前部から追突したものの。
5	3月	道路貨物運送業	集配のため下り坂をトラックの前方を下り方向にして停車させ、エンジンを切り、輪止め設置しようとしたところ、トラックが逸走し20mほど下り坂を走行し横転した際に、トラックを追いかけていた被災者が横転したトラックの側面と地面にはさまれたもの。
6	3月	建築工事業	住宅解体工事現場において、高さ2.4mのコンクリート塀の取り壊しの作業を行うため、手持ち式の電動カッターを用いてコンクリート塀を分割していたところ、塀の上部が倒れ、飛散防止のため近傍でコンパネを持って追従していた被災者が下敷きになり死亡した。
7	3月	土木工事業	河川改修工事にて、被災者が、不整地運搬車を操作し土のうを運搬していたところ、護岸脇の通路より河川側の段差（高さ約1メートル）を落下し死亡したものの。
8	3月	自動車同部品製造業	プレハブ2階建事務所の外階段の下に、被災者が仰向けで倒れていたのを、同僚労働者が発見。救急車を要請したが、搬送先の病院にて死亡が確認されたもの。司法解剖の結果、直接死因が頸髄損傷、肺挫傷であったことから墜落・転落による災害と判断された。
9	4月	食料品製造業	菓子製造ラインにおいて、原料を充てんした後に、原料を固める機械がエラーで停止し、被災者はその調整の作業を行っていた。何らかの原因で動き出し、機械のフレームと機械の壁に頭部が挟まれ死亡したものの。
10	4月	建築工事業	被災者は、1階床スラブのガス溶断作業（アセチレンガス＋酸素のボンベを使用）を行ったところ、爆発と思われる現象が生じ、コンクリート床材などが上下周囲に吹き飛び、地下ピットがむき出しの状態となった。被災者は爆発の影響により2階の床とともに地下1階に転落、落下してきた床材に挟まれ死亡したものの。
11	4月	小売業	被災者がオートバイで配達作業中、丁字路を右折しようとしたところ、直進してきたトラックと衝突したものの。
12	4月	ビルメンテナンス業	被災者を含めた5人の労働者が刈払い機を使用して施設内の植え込みの草刈り作業を行った。その終了後に被災者が刈払い機による飛び石等を防止するためのベニヤ板を片付ける際に、ベニヤ板を持って歩行中に歩道に転倒した。病院に搬送され療養していたが、数日後、くも膜下出血等により死亡診断となったもの。
13	4月	建築工事業	被災者は内装工、被災当日は集合住宅居室の現状復帰工事で浴室（ユニットバス）の内装工事に従事していた。終業時刻を過ぎても帰宅しないため、捜索したところ当該現場で意識が無い状態で発見され医療機関に搬送するも死亡が確認されたもの。
14	5月	道路貨物運送業	被災労働者はホイールローダーを使用して、10トンダンプにセメント原料の土砂を搬入する作業を行っていた。当該10トンダンプの出発後、被災労働者はホイールローダーのバケットの土砂付着状況を確認したものと推定されるが、ホイールローダーを降りて土砂の付近にまで立ち入ったところ、土砂が崩壊して被災労働者が埋もれて窒息死したものであった。
15	5月	土木工事業	温泉掘削工事現場において、やぐらの解体作業中に足場に立てかけてあった鉄板が倒れてきて、被災者が下敷きとなって死亡したものの。
16	5月	土木工事業	ゴルフ場場内の枯れ木の伐採作業を終え、傾斜のある場所でドラグショベルをトラックの荷台に積んだところ、トラックが逸走をはじめたため、逸走を始めたトラックを止めようと運転席に乗り込もうとした被災者が、脱輪。横転したトラックと地面の間に挟まれ死亡。また、ドラグショベルの運転席にいた個人事業主のオペレーターが、トラックの荷台からドラグショベルごと転落、木とドラグショベルの間に挟まれ、計2名が死亡したものの。
17	5月	産業廃棄物処理業	ごみ焼却後に残った金属を回収して圧縮成型する装置で、金属を流し入れる部分にある鉄製のゲートが半開のまま動かなくなった。非常停止ボタンを押したまま、被災者ともう一人が復旧作業を行っていたところ、ゲートが降下し被災者がはさまれ死亡したものの。